平成２２年（フ）第１５８号
熊本市秋津町秋田3298番地２　市営住宅２Ｃ－１－306
債務者　森山　秋男
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３６５号
名古屋市中川区高畑５丁目256番地
債務者　武田　栄和
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１号
広島県福山市沼隈町草深218番地５、住民票上の住所広島県福山市沼隈町大字常石1607番地　片山アパート503
債務者　山内工業こと　山内　真介
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第４６号
広島県福山市神辺町大字下竹田897番地35
債務者　澤山　健治
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７号
山口市黒川176番地４
債務者　中川　和子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
山口市黒川176番地４
債務者　中川　英夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２号
山口市矢原1455番地１　プランドール矢原201号
債務者　武富　秀行
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２９７号
長崎県佐世保市矢岳町４番21号　緒方アパート301号、旧住所長崎県佐世保市小野町157番地
破産者　川添　日親
1　決定年月日　平成22年３月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
千葉県山武市埴谷664番地81
破産者　佐藤　千秋
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２１年（フ）第３９０号
神奈川県座間市相模が丘４丁目19番21号
破産者　早苗　泰彦
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７２０号
静岡県御前崎市池新田1459番地の２　ハイツフォレストＧ棟、前住所静岡県牧ノ原市地頭方929番地４
破産者　齋田美樹子
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７２１号
静岡県御前崎市佐倉2788番地の１　サニーコート東海Ⅰ－201号、旧住所静岡県御前崎市佐倉2764番地の１　ピアハイツヒロセＢ－101号
破産者　松井　伸治（旧姓齋田）
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２３号
福岡県飯塚市忠隈243番地２
破産者　田中　露野
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２１年（フ）第４２号
大分県玖珠郡玖珠町大字帆足410番地の２
破産者　菅　　智昭
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第４１７３号
札幌市北区新琴似11条１丁目２番22－302号
破産者　倉島　宏宗
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３１６号
仙台市若林区霞目２丁目29番14－２号
破産者　茂木　浩光
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２４号
宮城県宮城郡利府町菅谷字東浦11番地１
破産者　川村　良嗣
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８３３号
仙台市若林区今泉２丁目12番44号
破産者　板橋　利栄
1　決定年月日　平成22年３月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係